

## 伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 伊是名村活性化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、沖縄離島活性化推進事業費補助金交付要綱（平成29年3月24日府政沖第134号）及び伊是名村補助金等の交付に関する規則（平成26年8月1日伊是名村規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、伊是名村（以下「村」という。）の持続可能な地域社会の形成に向けて、民間等が実施する先導的な事業に要する費用に充てるため、村が民間等に対して補助金を交付することにより、村の活性化推進に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付対象者は、民間団体等（以下「補助事業者」という。）で、伊是名村活性化推進事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として伊是名村長（以下「村長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (申請手続き)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合、別記様式第1号の交付申請書、事業計画書及び添付書類を村長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 村長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の計画変更承認申請書を村長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合にはこの限りでない。

ア 区分間の経費におけるいずれか低い方の額の2割以内の配分の変更

イ 交付目的を達成するために必要な事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止（廃止）承認申請書を村長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により村長に報告を行い、その指示を受けること。

(産業財産権に関する届出)

第7条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第5号の産業財産権届出書を村長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、伊是名村補助金等の交付に関する規則第10条の規定に基づき村長が報告を求めたときは、別記様式第6号の遂行状況報告書を村長に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、別記様式第7号の実績報告書及び添付書類を村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 村長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第11条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記様式第8号の概算払請求書を村長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第9号の精算払請求書を村長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第12条 補助事業者は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らな

ければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について別記様式第10号の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第9条に定める報告書に別記様式第11号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても村長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等の処分を行おうとする場合は、村長の承認を得なければならない。

#### (補助金の収益納付)

- 第14条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第12号の収益状況報告書を村長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、村長が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、村長の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を村に納入しなければならない。
  - 3 村長は、前項の指令に際して必要な条件を付することができる。

#### (補助金の経理)

- 第15条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### (雑則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年8月1日から適用する。

## 別表

区分	経費	補助率
施設の整備に要する経費	施設の整備等に必要な工事費等及びその他村長が必要と認めた経費	8 / 10 以内
人材育成に関する経費	専門的な知識・技術習得に向けた人材育成の取組に係る経費及びその他村長が必要と認めた経費	
事業の推進に関する経費	情報発信等により事業の波及効果が期待できる経費及びその他村長が必要と認めた経費	

番 号  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施しますので、伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

2 事業の目的

持続可能な地域社会の形成に向けて、伊是名村の実情に応じた活性化推進に資する先導的な事業の効率的かつ効果的な実施を図る。

3 交付申請金額

交付申請金額（千円）

4 補助事業の開始（予定）日

平成 年 月 日

5 補助事業の完了予定日

平成 年 月 日

(備考) 1 添付資料として、事業計画等の資料を添付すること。

別記様式第2号

番  
平成 年 月 日 号

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた  
〇〇事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

- (備考) 1 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。  
2 変更の内容を明示した新旧対照表を添付すること。

別記様式第3号

番 号  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた  
〇〇事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

別記様式第4号

番 号  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた  
〇〇事業について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

(備考) 1 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。



番 号  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金産業財産権届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた  
〇〇事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をし  
たいので、伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき届け  
出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

別記様式第6号

番  
平成 年 月 日 号

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（平成 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

番 号  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた  
〇〇事業の実績について、伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱第9条の規  
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

平成 年 月 日着手

平成 年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 添付書類

- (1) 補助対象経費収支清算書及び支出済額明細書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

別記様式第8号

番 号  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた  
〇〇事業について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

(備考) 1 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

別記様式第9号

番  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた○  
○事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

別記様式第10号

取得財産等管理台帳（平成 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱第12条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権（工業所有権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

## 取得財産等明細表（平成 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱第12条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権（工業所有権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

番 号  
平成 年 月 日

伊是名村長 宛て

補助事業者 印

平成 年度伊是名村活性化推進事業費補助金収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた  
〇〇事業について、伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱第14条第1項の  
規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及びその通知日  
円 平成 年 月 日第 号
- 2 報告期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 3 収益状況 (別紙)

-----  
(別紙)

収 益 状 況

(単位：円)

産業財産権の名称、 又は財産分配の概要	収益額	算出根拠